

## 「ラーケーション」実施要項

### 1 「ラーケーション」とは

児童生徒が、校外（家庭や地域）における体験活動等を企画し、平日に保護者等と活動できる機会を確保する目的で設定する日である。

### 2 内 容

年5日以内に限り、保護者の申請によって、児童生徒が登校しなくても欠席とならない日を設定する。

### 3 対 象

太子町立小中学校の全児童生徒

### 4 実施時期

令和6年6月1日（土）より実施

### 5 申請方法

- ・保護者が原則1週間前までに「ラーケーションカード」（別紙1）に必要事項を記入し、学校に申請する。申請フォームは、紙媒体以外に学校から指定された方法（アプリやメール等）も可とする。
- ・保護者等又は児童生徒からの学校への計画書及び報告書等の提出は、原則不要とする。

### 6 その他

#### (1) 取得前

- ・各校は「ラーケーションカード」及びパンフレット（別紙2）を活用し、児童生徒及び保護者に制度について周知する。
- ・各校は、定期テストや学校行事など、「ラーケーション」を設定することができない日（期間）を決定し、保護者及び児童生徒に通知する。

#### (2) 取得

- ・出席簿は、「出席停止・忌引等」とする。

#### (3) 取得後

- ・学びの保障については、児童生徒一人一人の学習状況に応じて、欠席や出席停止・忌引等で登校しなかった場合と同様に対応する。
- ・指導要録及び調査書における取扱いについては、「出席停止・忌引等」とする。